

アルバイト規程

- 1 アルバイトは保護者からの申請による届出制とする。
- 2 就業時間は実働8時間、就業終了時刻は原則として20時までとする。
- 3 1年生に関しては、1学期期末考査終了後から受け付ける。
- 4 問題行動等が発生した場合や、学校生活に支障を来すようになった場合、アルバイトを中止とする。
- 5 成績不振者補講・講習・部活動・進路活動等を最優先とし、それ以外の適切な時間にアルバイトを実施すること。
- 6 無届のアルバイトが発覚した場合、保護者召喚の上で、規程の確認と申請手続きを行う。
- 7 アルバイトに関連した行動で、一般の法律に触れるような行為があった場合は規程に基づき指導する。
- 8 下記については禁止する。
 - (ア) 考査週間、考査中のアルバイト
 - (イ) アルコール類を主に提供する職種
 - (ウ) 夜間及び住み込みのアルバイト
 - (エ) 危険または有害な職種
 - (オ) 学校が高校生としてふさわしくない内容の業務であると判断した場合